

平成27年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成27年12月1日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決

出席議員（22名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保
7 番 飯 嶋 正 利

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁
8 番 宮 澤 芳 雄

9 番 太 田 將 範
 1 1 番 島 田 和 雄
 1 3 番 伊 藤 房 代
 1 5 番 向 後 悦 世
 1 7 番 滑 川 公 英
 1 9 番 佐久間 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦

1 0 番 伊 藤 保
 1 2 番 平 野 忠 作
 1 4 番 林 七 巳
 1 6 番 景 山 岩三郎
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 林 俊 介
 2 2 番 林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	茅 田 哲 雄	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
秘書広報課長	飯 島 茂	行 政 改 革 課 推 進 課 長	佐 藤 一 則
総 務 課 長	加 瀬 正 彦	企画政策課長	横 山 秀 喜
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	林 利 夫
市民生活課長	大 木 廣 巳	環 境 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康管理課長	加 瀬 幸 重
社会福祉課長	加 瀬 恭 史	子 育 て 支 援 課 長	大 矢 淳
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 内 隆	商工観光課長	向 後 嘉 弘
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大久保 孝 治
都市整備課長	川 口 裕 司	下 水 道 課 長	高 野 和 彦
会 計 管 理 者	高 木 松 夫	消 防 長	品 村 順 一
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病院事務部長	飯 塚 正 志
病院経理課長	土 師 学	庶 務 課 長	角 田 和 夫
学校教育課長	石 見 孝 男	生涯学習課長	高 木 昭 治
体育振興課長	加 瀬 英 志	監 査 委 員 長 事 務 局 長	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 事 務 局 長	岩 井 正 和		

事務局職員出席者

事務局 長 阿 曾 博 通

事務局 次 長 高 安 一 範

開会 午前10時 0分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

◎日程第1 開 会

○議長（景山岩三郎） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成27年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（景山岩三郎） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（景山岩三郎） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

2番、高橋秀典議員、3番、米本弥一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（景山岩三郎） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの16日間と決しました。

なお、お配りをいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第12号までの12議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（景山岩三郎） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第12号までの12議案を一括上程いたします。

議案第 １号 平成２７年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 ２号 平成２７年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 ３号 旭市ふるさと応援寄附条例の制定について

議案第 ４号 旭市ふるさと応援基金条例の制定について

議案第 5 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について

議案第 9 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについて

議案第 10 号 財産の無償譲渡について

議案第 11 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについて

議案第 12 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（景山岩三郎） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成27年旭市議会第 4 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 4,170 万円を追加し、予算の総額を 290 億 100 万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 7,600 万円を追加し、予算の総額を 46 億 8,800 万円とするものであります。

議案第 3 号は、旭市ふるさと応援寄附条例の制定についてでありまして、ふるさと納税制度による寄附者への記念品の贈呈を来年 3 月から実施するに当たり、給付金を活用したまち

づくりの推進を図るため、条例を制定するものであります。

議案第4号は、旭市ふるさと応援基金条例の制定についてでありまして、ふるさと応援寄附として受け入れた寄附金を適正に管理し運用するため、基金を設置するものであります。

議案第5号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市営住宅の入居資格の特例に係る福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、家賃の納付期限が休日となった場合の納期限を、市税と同様にその翌日とするための改正を行うものであります。

議案第6号は、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市営住宅と同様に、家賃の納付期限が休日となった場合の納期限を、その翌日とするための改正を行うものであります。

議案第7号は、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、飯岡中学校の移転に伴い、条例中に規定する学校の位置を改めるものであります。

議案第8号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてでありまして、第1回定例会で議決された法人定款の一部を変更することについて、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについてでありまして、法人に承継させる土地・建物等の権利を定めることについて、地方独立行政法人法施行令第9条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号は、財産の無償譲渡についてでありまして、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に器具・備品を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについてでありまして、第3回定例会で議決された中期目標を達成するための中期計画を定めることについて、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、県営土地改良事業万力Ⅱ期地区の事業の完了に伴い、字の区域及び名称に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

次に、被災者の生活再建に向けた取り組みについて申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、基礎支援金が対象世帯の約99%に当たる808世帯

に、加算支援金が約84%に当たる679世帯に、合わせて14億1,287万5,000円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、354世帯に1億6,949万2,000円を支給したところであります。

さらに、津波被災住宅再建支援金については、367世帯に3億4,240万8,000円を支給しております。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道整備事業については、国道126号から東総広域農道までの区間の道路用地を取得するため、地権者のご協力をお願いしているところであります。

また、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業についても、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、早期完成に努めてまいります。

津波避難道路については、復興交付金事業で計画しております飯岡地区の（仮称）横根三川線について、一部で工事に着手いたしました。

また、社会資本整備総合交付金の復興分で計画しております旭地区の（仮称）椎名内西足洗線については、測量・設計業務を実施しているところであります。

次に、海岸基盤整備事業について申し上げます。

千葉県が進めている海岸基盤整備事業については、現在、下永井から井戸野の区間で工事が行われておりますが、残りの区間についても早期に着手、完成していただけるよう、引き続き要望してまいります。

また、河川の海への開口部の対策については、千葉県において対応していただけることになりました。現在はその調査に取りかかったと聞いております。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理の広域化については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市内に広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の建設計画を進めているところであります。

また、施設の整備に当たっては、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用して各種の事業を実施しているところであり、11月24日には銚子市・旭市・匝瑳市の3市長で環境省へ伺い、交付金を満額採択していただけるよう、環境大臣宛ての要望書を提出してまいりました。

今後も、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、構成市及び組合と連携を図ってまいります。

次に、旭中央病院の地方独立行政法人化について申し上げます。

病院の地方独立行政法人化については、来年4月の移行に向けて、中期計画の策定や法人に承継させる財産の調整など、さまざまな作業に取り組んでおります。このうち中期計画については、移行後の病院が行う業務や予算等の基礎となるものでありますので、議会はもとより、旭中央病院評価委員会での意見を反映して計画案をまとめたところであります。

また、承継させる財産については、法人への出費となるものでありますので、鑑定評価により、時価の算定を行ったところであります。

なお、中期計画及び承継させる権利を定めることについては、議会の議決を要することから、本定例会に関係議案を提案するものであります。

地方独立行政法人移行に向けた進捗状況については、今後も議会をはじめ、市民の皆様に広くお知らせしてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子育て世帯臨時特例給付金については、現在7,498名の児童を対象に総額2,249万4,000円を支給いたしました。

また、子ども・子育て支援新制度による教育・保育施設の来年度の状況については、保育所が公立13、民間5の合計18施設となり、認定こども園は民間2施設となる見込みであります。

なお、新制度に移行しない施設は、民間の幼稚園が2施設、事業所内の小規模な保育所などが6施設となる見込みであります。

次に、社会福祉について申し上げます。

隔年で実施しております戦没者追悼式については、10月30日に東総文化会館において挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者242名の参列をいただき、戦没者1,863御柱、戦災被没者58御柱、香取航空基地から戦場に飛び立ち、帰らぬ人となった954御柱の御霊に対し、心より哀悼の意をささげました。

また、臨時福祉給付金については、これまでに5,827名に対し、総額3,496万2,000円を支給いたしました。今後も、2月1日の受付期限まで漏れのないよう、引き続き広報紙等で周知してまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

総合教育会議については、教育に関する大綱の策定に向けて、12月18日に2回目の会議を予定しているところであります。この会議を通じて、教育委員から大綱に関する意見を伺い、

本市の教育の方向性をしっかりと導くものにしていきたいと考えております。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

飯岡中学校改築事業については、工期内に完了する見込みであります。12月中には千葉県
の完了検査を受け、3学期から新校舎での授業を開始する予定であります。また、旧校舎の
解体工事については、現在、入札の手続きを進めているところであります。

琴田小学校と中和小学校の屋内運動場防災機能強化事業については、地震による天井等の
落下防止と老朽箇所の補修を行うもので、工事は順調に進んでおります。

また、来年度に実施を予定しておりました飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能
強化事業については、来年度では有利な財源が得られないことから、事業の前倒しを文部科
学省に要望しておりましたところ、採択を受けましたので、本年度に事業に着手する予定と
しております。

なお、これらの事業費についての補正予算を本定例会に提案するものであります。

次に、学校教育について申し上げます。

沖縄交流事業については、中城村から11月19日に、教育長をはじめ児童18名が旭市を訪れ
ました。初日に開催した歓迎交流会では、旭市の児童20名が参加して踊りの発表などを行い、
翌20日には古城小学校において、全校児童とふれあい交流会を行って親睦を深めました。

次に、社会教育について申し上げます。

11月14日、東総文化会館において青少年意見発表大会を開催いたしました。この大会には、
小学生7名、中学生3名、高校生2名、一般から2名の総勢14名が参加し、その力強い主張
は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深
めることができました。

次に、文化振興について申し上げます。

文化振興については、地域に伝わるお囃子や神楽などを披露する「あさひのまつり」を9
月27日に開催し、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に観客から盛大な拍手が送られました。

また、10月24日から11月3日にかけて、各地区及び部門ごとに市民文化祭を開催し、大勢
の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。

このほか、11月15日の「生涯学習フェスティバル」では、現在フリーアナウンサーとして
活躍している堀尾正明氏をお招きし、文化講演会を開催いたしました。堀尾氏には、取材活
動の経験を生かした地域の活性化やまちづくりの取り組みについて、ユーモアを交えながら
興味深いお話をしていただき、大変有意義な講演となりました。

また、11月26日には「旭・ロシア交流コンサート」を開催し、来場者で埋め尽くされた会場内に重厚なハーモニーが響き渡りました。

なお、今月13日には、「第11回あさひ寄席」の開催を予定しておりますし、今後も市民の文化意識の高揚が図られるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

10月11日に、東総運動場において予定しておりました「第6回市民体育祭」は、前夜から降り出した雨が当日まで続いたことでグラウンドコンディションが不良となり、中止となりました。

10月26日と27日には、「第7回向太陽杯パークゴルフ大会」を、あさひ健康パークにおいて開催いたしました。県外及び市外の選手に市内選抜選手を加えた総勢160名による交流試合が、好天に恵まれ、和やかな雰囲気の中で行われました。また、大会期間中は、出場者に旭市の食材を提供したことで、食の郷旭の魅力を発信することができました。

10月31日には「千葉県高等学校駅伝競走大会」、11月21日には「関東高等学校駅伝競走大会」の二つの駅伝大会が、東総運動場を会場に開催されました。関東大会の旭市での開催は9年ぶり2回目となり、1都7県の男女96チームの選手が、12月に京都の都大路で行われる全国大会の出場権をかけて熱いレースを繰り上げました。両大会には旭市も後援し、県外の多くの大会関係者に旭市をアピールすることができました。

今後のイベントとしては、12月20日に「第11回市民駅伝大会」が東総運動場を会場に開催されます。

また、来年2月7日には「勇気・元気・復興への道」をスローガンに、「第27回旭市飯岡しおさいマラソン大会」が開催され、全国各地から約5,000名のランナーが、旭のしおさいロードを駆け抜ける予定であります。

次に、農業について申し上げます。

T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）については、10月5日、農林水産分野において重要5品目の米・麦・肉・乳製品及び甘味材料をはじめ多くの品目が大筋合意に至り、11月25日、国から総合的なT P P関連政策大綱が示されました。この大綱により、生産者などがT P Pの影響に関する懸念や不安を払拭し、納得するものと期待しております。

本市の基幹産業は農水産業であります。生産者が将来まで安定的かつ希望を持って経営に取り組めるよう、国・県のさまざまな政策などの支援と併せ、本市でも関係機関と連携しながら、必要に応じて生産者を支援してまいります。

水田農業については、前年産の米価下落による危機感を背景に、本年度は国がキャラバン隊を投入するなど、飼料用米を中心とした転作の推進を強化したところ、当初の飼料用米の作付見込み面積から92ヘクタール増加して、342ヘクタールになりました。面積の増加に伴い支援の追加が必要となりましたので、本定例会に補正予算を提案するものであります。

交流事業については、10月3日に幽学の里で米づくり交流事業の収穫祭を開催いたしました。当日は、旭市内外の家族など177名が参加し、芋掘りや餅つき体験、食育PRの紙芝居、地元の芸能保存会によるお囃子の披露などで交流を深めた一日となりました。

産業まつりについては、11月8日に旭市文化の杜公園で、また、23日には海上コミュニティ運動公園を会場に開催いたしました。両会場とも雨天の中での開催となりましたが、大勢の方々にご来場いただき、ステージイベントや農・畜・水産物の展示販売などで楽しんでいただくことができました。運営にご協力をいただいた方々に改めて感謝を申し上げます。

次に、観光について申し上げます。

10月30日に、千葉県観光商談会が都内で開催され、観光資源の旅行商品化に向けた取り組みにおいて、県内で最優秀賞を受賞した旭市の企画について、大手旅行会社など30社に対し、プロモーション活動を行いました。

今後も、旭市を訪れる観光客の誘致促進のための活動を積極的に進めてまいります。

また、12月6日から26日まで、海上公民館周辺を会場にスターライトファンタジーが開催されます。イルミネーションで飾られたオブジェが冬の旭を彩るほか、20日には抽選会などのイベントも行われる予定となっております。昨年にも増して、市内外から大勢の方々が会場を訪れることを期待しているところであります。

次に、道の駅季楽里あさひについて申し上げます。

季楽里あさひは、10月16日に竣工式を行うとともに、翌17日と18日にはグランドオープンイベントを開催し、2日間で約2万8,000人の方々に来場いただき、大変なにぎわいとなりました。その後も来場者は途切れることなく、売上げも計画以上で順調に運営しているところであります。

指定管理者の株式会社季楽里あさひでは、今後もさまざまなイベントや販売促進を計画しており、この道の駅が旭市の産業振興や観光振興の拠点となるよう取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願い申し上げます。

次に、旭市イメージアップキャラクター「あさピー」について申し上げます。

あさピーは誕生以来、市をPRするため、市内外の各種イベントに積極的に参加しており

ます。

11月21日と22日には、全国規模のイベントとして埼玉県羽生市で開催された「世界キャラクターさみっと in 羽生」に参加し、多くの来場者と触れ合っていました。

また、8月17日から11月16日まで、インターネット投票で行われたゆるキャラグランプリでは、全国1,727体のうち314位、県内では17位となり、昨年より大幅に順位を上げることができました。

「あさピー」の知名度を上げることは、旭市のPRにもつながることから、引き続きさまざまなイベントに参加してまいります。また、「あさピー」は道の駅で販売される商品にも利用され、大変な人気となっておりますので、さらに多くの商品などに活用していただけるよう、今後もデザインの無償提供を進めてまいります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

地方創生など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合う地区懇談会を、10月5日から市内6か所で開催いたしました。本年度は延べ554名の参加があり、多くの方と意見交換をすることができました。

特に今回は、市の新しいまちづくりの指針となる旭市総合戦略の骨子を取り上げたところ、参加した皆様からは、旭市を訪れる多数のサーファーなど交流人口の拡大をはじめ、人口減少対策や防災、空き家対策、マイナンバー、道路整備など、合わせて91件のご意見や提案をいただきました。

今後、内容を検討の上、総合戦略や市政に反映していきたいと考えております。

次に、地方創生について申し上げます。

今後の新しいまちづくりの指針となる総合戦略については、その骨子について議会をはじめ地区懇談会で説明してきたところであります。現在、この骨子に基づいた具体的な計画を作るため、各分野の現状と課題を整理するとともに、必要な施策について庁内一丸となって検討を進めているところであります。

今後は、地区懇談会での意見やアンケート結果を取り入れた計画案として取りまとめ、議会に説明するとともに、パブリックコメントを行う予定であります。

この総合戦略が市内の雇用を確保して、若者の流出を減らし、少子化に歯止めをかけ、将来にわたって住みよいまちをつくることに結び付くよう、しっかりと策定に取り組んでまいります。

次に、定住自立圏共生ビジョンについて申し上げます。

平成22年度に策定した定住自立圏共生ビジョンは、本年度をもって計画期間が終了いたします。この計画は、定住を進めるための生活機能を確保することと併せて、自立のための経済基盤を培うことにより、魅力ある地域を目指すもので、今後も計画を継続させる必要があることから、現在、平成28年度以降の計画の策定に取り組んでいるところであります。

最後に、マイナンバー制度について申し上げます。

旭市内におけるマイナンバーの通知カードは、11月8日から簡易書留による配達が始まり、1回目の配達は11月26日で終了いたしました。発送した2万5,538通のうち終了時点における郵便局からの返還分は1,656通となっており、今後も郵便局での保管期間が過ぎたものが順次市役所に返還されます。

また、返還されたものは市で一定期間保管し、受け取りに来た世帯主または世帯員に本人確認を行って渡すこととなっております。

なお、返還分の受取方法等については、今後、広報やホームページでお知らせするとともに、1月1日からマイナンバーの利用開始に向けて、引き続き制度の周知を図ってまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（景山岩三郎） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号、第5号、第6号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 林 清明 登壇）

○財政課長（林 清明） 議案第1号、議案第5号及び議案第6号の補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号、平成27年度旭市一般会計補正予算の議決について申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ3億4,170万円を追加し、予算の総額を290億100万円

とするものです。

第2条繰越明許費と第3条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額でありますので、説明を省略し、内容は事項別明細書で説明いたします。

4ページ、お願いいたします。

第2表は繰越明許費で、今回の補正予算におきまして、4事業について繰越明許費を設定するものであります。

一番上、8款2項橋梁長寿命化修繕事業は橋梁の補修工事等であり、関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をするものです。

次の9款1項消防庫整備事業は、第4中隊第2分団第2部、飯岡地区平松地先及び、第5中隊第1分団第1部、干潟地区萬歳地先の消防庫の改築工事であり、二度にわたる入札不調により、年度内では標準工期が確保できないため、繰越明許費の設定をするものです。

次に、10款2項小学校大規模改造事業は、飯岡小学校と嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事で、平成28年度での執行を予定していたものであり、このたび国庫補助金の前倒し事業採択があったため、今回の補正予算で関係予算を計上したところでありますが、年度内での標準工期の確保ができないため、繰越明許費の設定をするものです。

一番下の3項飯岡中学校改築事業については、校舎移転後に着手する解体工事ではありますが、校舎完成の遅れにより工期確保ができず年度内完了が困難となったため、繰越明許費の設定をするものです。

5ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正の変更です。

小学校大規模改造事業は、先ほどの第2表繰越明許費でご説明いたしました小学校2校の屋内運動場防災機能強化工事に係るものであり、事業費の増により、起債の限度額を増額するものであります。

7ページ、お願いいたします。7ページと8ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

9ページ、お願いいたします。

事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきますので、よろしくお願

たします。

13款 1 項 1 目民生費国庫負担金1,202万円の追加は、説明欄 1 障害児通所給付費等負担金で、利用者人数の増によるものであります。

2 項 1 目総務費国庫補助金2,841万1,000円の追加は、説明欄 1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金2,767万4,000円の増と、説明欄 2 選挙人名簿システム改修費補助金73万7,000円の新規計上によるものです。

5 目教育費国庫補助金4,127万7,000円の追加は、説明欄 1 学校施設環境改善交付金で、繰越明許費及び地方債補正で申し上げました飯岡小学校、嚶鳴小学校の屋内運動場防災機能強化工事に対する交付金です。

14款 1 項 1 目民生費県負担金601万円の追加は、説明欄 1 障害児通所給付費等負担金で、国庫負担金の増と同様の理由によるものであります。

10ページをお願いいたします。

2 項 3 目農林水産業費県補助金241万7,000円の追加は、説明欄 1 水田自給力向上対策事業補助金の増によるものです。

16款 1 項 6 目教育費寄附金600万円の追加は、説明欄 1 教育総務費寄附金として育英事業に対する寄附金100万円と、その下の社会教育費寄附金として文化振興事業に対する寄附金500万円を計上するものであります。

7 目総務費寄附金100万円は、平成28年 3 月から受付を開始するふるさと応援寄附金の 1 か月分の見込額を新規計上するものです。

17款 1 項 1 目介護保険事業特別会計繰入金2,755万1,000円の追加は、平成26年度介護保険事業特別会計繰出金の精算による返還分であります。

11ページをお願いいたします。

18款 1 項 1 目繰越金 1 億4,018万8,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を、今回の補正財源として計上するものです。

19款 4 項 5 目雑入382万6,000円の追加のうち、説明欄 1 「緑の募金」東日本大震災復興事業交付金141万8,000円は、交付額の決定による新規計上で、説明欄 2 介護予防サービス計画費収入240万8,000円は、利用者数の増によるものです。

20款 1 項 6 目教育債7,300万円の追加は小学校大規模改造事業債で、先ほど第 3 表の地方債補正で説明しましたとおりであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

12ページ、お願いいたします。

2款1項7目企画費151万2,000円の追加のうち、説明欄1ふるさと応援寄附推進事業は51万2,000円の新規計上で、旭市ふるさと応援寄附の寄附者に対する特産品等の返礼品に関する経費であります。

説明欄2ふるさと応援基金積立金は100万円の新規計上で、寄附金の適正な管理運用のために設置するふるさと応援基金へ、今年度分の寄附金を積み立てるものであります。

8目電子計算費380万3,000円の追加は、説明欄1電算システム運用事業の増で、主に、選挙年齢引き下げに係る選挙システム改修費及びマイナンバー関連システムの経費を計上するものです。

11目諸費1億807万2,000円の追加は、国・県支出金の精算による返還金の増であります。

13ページ、お願いいたします。

3款2項3目生活支援費181万1,000円の追加は、説明欄1地域包括支援センター運営事業の増で、要支援者数の増加に伴い、介護予防給付ケアプランの作成委託料を増額するものであります。

3項5目障害児福祉費2,436万円の追加は、説明欄1障害児通所支援事業の増で、各種支援サービスの利用者の増加により給付費を増額するものであります。

6目保育所費7,380万9,000円の追加のうち、説明欄1保育所指定管理委託事業は1,121万円の増で、子育て支援新制度により民間保育所の運営費負担金基準額が増額となったため、干潟保育所の指定管理料を増額するものです。

説明欄2民間認可保育所運営費給付事業6,259万9,000円の増についても、新制度による運営費負担金基準額の増額に伴い、市内・市外の民間保育所へ運営費委託料を増額するものです。

14ページ、お願いいたします。

6款1項3目農業振興費806万8,000円の追加は、説明欄1水田農業構造改革推進事業の増で、主に、補助対象作物である飼料用米の作付面積の増加等に伴い補助金を増額するものです。

10款1項2目事務局費100万円の追加は、育英事業に対する篤志寄附を育英基金へ積み立てるものであります。

2項1目学校管理費1億1,426万5,000円の追加は、説明欄1小学校大規模改造事業の増で、

繰越明許費などで説明しました飯岡小学校、嚶鳴小学校体育館の防災機能強化工事として、主に吊り天井等の非構造部材の耐震化に関する工事費を計上するものであります。

15ページ、お願いいたします。

10款4項2目文化振興費500万円の追加は、文化振興事業に対する篤志寄附を文化振興基金へ積み立てるものであります。

それでは、最後16ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書であります。

今回の補正額として、表の一番下、右から2番目、7,300万円の起債を増額し、これにより平成27年度末現在高見込額はその隣、一番右下になりますが、286億4,088万円となる見込みであります。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

続いて、議案第5号及び議案第6号の条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、議案第5号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、新旧対照表をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

この改正は、大きく分けて2点ございます。

1点目は、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い所要の改正を行うもので、避難指示区域に居住していた方を「居住制限者」として、市営住宅入居資格の特例措置の対象としておりましたが、避難指示区域の一部が解除されたことに伴い、一部解除された区域に居住していた方、これを「特定帰還者」とし、改正前と同様、特例対象者とするものであります。

2点目は、家賃の納付期限について市税の納期限と統一を図るための改正でありまして、まず12月の納期を末日から25日に改め、同時に納付期限が休日だった場合の納期限をその翌日とするものであります。

続きまして、議案第6号、旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

同じく、新旧対照表をお願いいたします。

本議案は、家賃の納期限を議案第5号と同様に12月は25日とし、納付期限が休日だった場合の納期限をその翌日とするものであります。

以上で、議案第1号、議案第5号及び議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 宮内 隆 登壇)

○高齢者福祉課長(宮内 隆) 議案第2号、平成27年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ7,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億8,800万円とするものであります。

2ページと3ページは、項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページは、それぞれ事項別にした明細書の総括となっております。

詳しい内容につきましては、7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

5款財産収入は、介護保険給付費準備基金の運用利息を計上いたしました。

7款繰越金には、7,593万1,000円を追加し7,593万2,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金は、3,324万9,000円を追加し3,574万9,000円とするもので、これは基金運用利息と平成26年度剰余金を積み立てるものでございます。

5款1項2目説明欄1高齢者筋力向上トレーニング事業における32万2,000円の減額は、平成28年3月1日より介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するために、9ページの中央に記載の5項1目説明欄1地域リハビリテーション活動支援事業へ、予算科目を組み替えるものでございます。

続いて、9ページの上段にあります4項1目説明欄1介護予防ケアマネジメント事業の28万7,000円の追加は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するための事務手続きを年度末までに完了すべく、臨時職員を雇用して対応するものでございます。

6款1項2目償還金は、4,246万4,000円を追加し4,246万8,000円とするもので、平成26年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で、議案第2号の補足説明を終わります。

○議長(景山岩三郎) 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、第4号について、行政改革推進課長、登壇してください。

(行政改革推進課長 佐藤一則 登壇)

○行政改革推進課長(佐藤一則) それでは、議案第3号及び議案第4号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第3号、旭市ふるさと応援寄附条例の制定について申し上げます。

本条例は、ふるさと納税制度の趣旨にのっとり、本市を応援する方々から広くふるさと応援寄附金を募り、これを財源として各種事業を推進することにより、寄附者の旭市に対する思いを具体化し、もって多様な人々の参画による活力あるまちづくりに資することを目的として制定するものであります。

それでは、議案の条文をご覧いただきたいと思います。

まず、第1条は、条例制定の目的について規定するものです。

第2条は、ふるさと応援寄附によって寄附された寄附金を財源として推進する事業を規定するもので、おおむね市のまちづくりに資する事業全般を網羅する形で区分を設けております。

第3条は、寄附者が寄附金の使途を指定できる旨を規定するものです。寄附者が使途を指定しない場合は、市長が使途を指定するものとします。

第4条は、寄附金の管理運用を基金で行う旨を規定するものです。

第5条は、寄附者への配慮を規定するものです。寄附者が使途を指定した寄附金は、指定した使途の区分の事業の財源として活用し、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮するものとします。

第6条は、寄附の状況を公表する旨を規定するものです。本条例に基づき受け入れた寄附金につきまして、毎年度その状況を公表するものとします。

第7条は、本条例を施行するための必要事項を別に定める委任規定であります。

なお、寄附に対する記念品につきましては、現在、道の駅と農畜産物等を中心に協議中であります。

また、記念品の贈呈基準については、市外居住の個人の方で、1万円以上の寄附をされた方を対象に考えております。

記念品の額ですが、1万円の寄附に対して3,000円程度の品物を基本に考えておりますが、寄附の金額に応じた記念品も検討をしております。

最後に、附則の施行期日ですが、記念品の贈呈の開始に合わせ、平成28年3月1日を施行

日とするものです。

以上で、議案第3号について補足説明を終わります。

次に、議案第4号、旭市ふるさと応援基金条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、ふるさと応援寄附金を適正に管理し、運用することを目的として基金を設置するものです。

それでは、議案の条文をご覧いただきたいと思います。

第1条は、基金の設置について規定するものです。

第2条は、基金の積み立てについて規定するもので、ふるさと応援寄附金を基金の原資とするものです。

第3条は基金の管理について、第4条は基金の運用から生じる運用益金の処理について、第5条は基金の繰り替え運用について規定するものです。

第6条は、基金の処分についてでありまして、基金はふるさと応援寄附条例第2条各号に規定する事業の財源として活用することを規定するものです。

第7条は、委任事項について規定するものです。

附則の施行期日につきましては、ふるさと応援寄附条例と同じ、平成28年3月1日とするものです。

なお、議案第3号及び議案第4号につきまして、関連する補正予算を本議会に提案しております。

以上で、議案第4号について補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、庶務課長、登壇してください。

（庶務課長 角田和夫 登壇）

○庶務課長（角田和夫） 議案第7号、旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

新旧対照表によりご説明いたします。

3ページをご覧ください。

本案は、旭市立飯岡中学校が完成することに伴いまして、本条例第2表中、旭市立飯岡中学校の位置「旭市萩園1267番地」を「旭市横根3746番地」に改めるものであります。

なお、議案書に記載の附則は、本条例の施行日を定めるものであります。

また、この土地は土地改良事業完了後に換地処分され、新しい地番がつきますので、その

際には、地番変更による一部改正を行う予定であります。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長の補足説明は終わりました。

議案第8号、第9号、第10号、第11号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 横山秀喜 登壇）

○企画政策課長（横山秀喜） 議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号について、補足説明いたします。

初めに、議案第8号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更につきましては、去る平成27年第1回定例会で議決をいただきました独法定款について、道路用地として市に帰属すべき土地と病院に帰属すべき土地を見直したことにより、訂正するものであります。

建物の部におきましては、従来の定款の記載におきましては、増築等が数回にわたって行われたため複雑な表記になっておりましたが、表示登記等の必要のために今般シンプルにまとめましたので、その表示に合わせ改正をするものでございます。

続きまして、議案第9号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院に承継させる権利を定めることについてですが、地方独立行政法人法第66条第1項において、「移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する」とされています。

この承継させる権利を定めるためには、同法施行令第9条の規定により議会の議決が必要となりますので、今回提案するものであります。

では、項目ごとに説明いたします。

1の土地ですが、先に説明しました一部改正後の定款記載の土地の全部、旭市イ字鍋田1173番2のほか計346筆で、14万8,873.93平方メートルとなります。

価額につきましては、10月1日現在において鑑定評価の結果、15億9,755万3,622円です。

2の建物ですが、こちらも定款記載の建物の全部、総合病院国保旭中央病院のほか計32件で、延べ床面積は16万6,827.88平方メートルとなります。

価額につきましては、10月1日現在の鑑定評価の結果から半年分の償却をして、平成28年4月1日現在で184億4,527万635円です。

3の建物附属施設は、総合病院国保旭中央病院電気設備のほか全部で185件、価額は119億

8,489万4,587円です。

4の構築物ですが、総合病院国保旭中央病院駐車場のほかで17件、価額は1億6,644万5,032円です。

5の車両運搬具ですが、高規格救急車のほか全部で10台、価額は4,338万9,244円です。

6の立木は、価額405万8,095円です。

7の電話加入権は、252回線、価額は50万4,000円です。

8のソフトウェアは、放射線情報システム機能改修ほかで150件、価額は13億7,469万3,936円です。

9の現金預金、10の未収金、11の貯蔵品及び12の長期貸付金につきましては、それぞれ今年度末における残高の全てを権利承継いたします。

続きまして、議案第10号、財産の無償譲渡についてですが、財産のうち器具・備品を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

器具・備品につきましては、IMRTのほか多岐にわたりますが、価額で申し上げますと26億4,800万円余りとなります。

続きまして、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院中期計画を定めることについてですが、公営企業型地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議会の議決を経なければならないと規定されていることから、今回提案するものでございます。

内容といたしましては、地方独立行政法人法第26条の規定に沿って、中期目標を達成するためにとるべき措置について、中期目標の項目ごとに具体化を図ったものとなっております。

議案書1ページをご覧ください。

前文は、中期目標から示された内容について、当院が今後も健全経営を維持し、「すべては患者様のために」の理念のもと、地域住民から信頼される病院として安全・安心な医療を提供することを中心に記載しております。

次に、中期計画の本文についてです。

第1、中期計画の期間ですが、中期目標と同じ平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間としております。

次に、第2、住民に提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置ですが、中期目標に定められている医療の各項目について、平成31年度までに行う具体的な措置内容について記載しております。おおむね、現在実施している事業等

を維持・向上させていくこととしておりますが、新たに独立行政法人として取り組む事業についても記載しております。

2ページをご覧ください。

新たに、（３）高度医療の確保と充実の項目のイにおいて、手術の安全性を向上させ、患者の早期回復に資するため、手術前後の患者の状態を総合的に管理する周術期の体制を新たに構築することとしております。

4ページ下段をご覧ください。

（６）高齢者医療の取り組みの項目のイにおいて、フレイル等の高齢者特有の疾患について、行政及び各種機関と連携して、転倒・転落防止対策や健康教育を実施することとしております。

5ページ下段をご覧ください。

（８）医療スタッフの確保と育成の項目のアにおいて、４年間で指導医等の医師を10名以上新たに確保することとしております。

6ページ上段をご覧ください。

同項目のイにおいて、看護師等の確保・定着化を促進するため、中期計画期間中に看護師等の宿舍のあり方について検討し、必要に応じた設置計画を新たに策定することとしております。

7ページ中段をご覧ください。

2、患者等のサービスの向上の項目（５）において、来院する患者の利便性向上に努めるため、駐車場及び各種施設・設備について、その医療状況や利便性、老朽化の状況を調査し、必要に応じて今後の整備方針を策定することとしております。

8ページをご覧ください。

3、市の医療施策推進における役割の発揮（４）介護・福祉の提供と連携の項目のイにおいて、当院附属施設の老朽化に対応した新たな整備改修計画を、市と協議の上策定することとしております。

いずれにいたしましても、これまで担ってきた機能を維持し、果たしてきた役割を引き続き今後とも果たしていく、また、さらに向上するために一層の取り組みを行うといった内容となっております。

同ページ下段をご覧ください。

第3、業務運営の改善及び効率化に関する事項についてですが、1、法人としての運営管

理体制の確立では、理事長のリーダーシップのもと、理事の役割分担及び責任体制の整備による機動性の高い運営体制を新たに構築するとともに、従来は市の公営企業として運営してきた病院を、このたび新たに独立行政法人として運営していくこととなるため、「すべては患者様のために」という理念を基本としながら、独立行政法人にふさわしい病院運営に対する理念と基本方針を新たに作成しようとする事としております。

9ページをご覧ください。

2、効率的・効果的な業務運営では、効率的な業務執行体制を構築するための医師等の短時間勤務等の制度や医師の年俸制度などについて新たに導入するとともに、組織の強化のための職員の能力向上や就業環境の整備、人事評価制度の充実などを引き続き行うとともに、経営基盤の安定化のため、予算執行の弾力化や収入の確保、費用の節減などについて引き続き取り組んでいく事としております。

11ページ下段をご覧ください。

第5、予算、収支計画及び資金計画では、11ページから13ページ上段までが4年間の予算、13ページ中段から14ページ上段までが収支計画、14ページ中段から15ページ上段までが資金計画となっております。27年度当初予算及び決算見込みをもとに想定される収入及び経費を計上し、策定したものであります。

12ページにお戻りください。

予算では、4年間で1,478億9,600万円の収入、1,463億5,100万円の支出を見込んでおります。また、人件費として696億円を見込んでおります。

13ページ上段をご覧ください。

運営費負担金については、現在の負担金交付金と同様の考え方を本計画期間内において踏襲することとしております。

収支計画では14ページ上段、純利益欄をご覧ください。4年間の利益として、31億4,700万円を見込んでおります。

資金計画では15ページ上段、次期中期目標期間への繰越金欄をご覧ください。次期期間への繰越金として、15億4,400万円を見込んでおります。

同ページ中段をご覧ください。

第6、短期借入金の限度額ですが、当院と同規模程度の他の独立行政法人の例を参考に30億円としております。

16ページ中段をご覧ください。

第11、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項ですが、施設及び整備に関する計画において、施設整備及び医療機器等の購入に要する費用として4年間に76億6,500万円を見込み、財源については市からの長期借入金等で賄うこととしております。

以上で、提出案件4件につきましての補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 加瀬正彦 登壇）

○総務課長（加瀬正彦） 議案第12号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、補足説明を申し上げます。

万力地区における県営万力Ⅱ期地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われ、この換地処分に当たって字の区域及び名称の変更の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議決後は換地処分手続きが進められ、換地処分の公告が平成28年夏ごろに予定されていることから、これに合わせて字の変更告示を行う予定です。

内容は議案のとおりでございます。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（景山岩三郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時35分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議の結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成27年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）、本日12月1日火曜日をご覧いただきたいと思います。この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりをいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（景山岩三郎） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

発議第1号 旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第２ 提案理由の説明

○議長（景山岩三郎） 追加日程第２、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第１号について、議会運営委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 伊藤 保 登壇）

○議会運営委員長（伊藤 保） それでは、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

この条例は、旭市議会議員の定数を現行の22人から20人に改め、平成28年１月１日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から施行するものであります。

定数を20人と提案するに当たって、その経緯について説明をいたします。

昨年８月に、議員定数の見直しを検討するため議会改革検討委員会を設置し、本年９月まで計７回委員会を開催し、検討してきました。

議会改革検討委員会からは、将来の人口推計や近年の厳しい財政状況、また県内同規模自治体の議員定数の状況を考慮し、定数を現行から２人減員し20人とすべきとの報告があり、議会全員協議会で協議した結果、議会改革検討委員会からの報告のとおり、定数を20人に改めるものとしたものであります。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げて、提案理由といたします。

○議長（景山岩三郎） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第３ 質疑、討論、採決

○議長（景山岩三郎） 追加日程第３、質疑、討論、採決。

これより、質疑、討論、採決を行います。

発議第１号の１発議案を議題といたします。

発議第１号について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

これより、発議第１号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 討論なしと認めます。

これより、発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は12月3日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時43分